

○公立大学法人福岡県立大学危機管理基本方針

平成26年12月24日制定

1 はじめに

危機管理は大学運営における最重要事項である。

危機事象は、休日や勤務時間外等を問わずいつでも起こりうる。

本学役員・教職員・学生は、日頃から危機管理意識を持ち、研修や訓練を通じて危機管理能力、危機対応能力の向上に努めることが求められている。

また、危機管理体制を整備し、危機事象発生時に的確に対応する必要がある。

2 優先すべき事象

危機対応にあたって優先すべき事象の順位は次による。

(1) 大学関係者の安全

- ① 学生
- ② 教職員及び大学関係者

(2) 大学の事業継続

- ① 法令遵守
- ② 財政の担保
- ③ 貴重資料の保全

(3) 地域住民への支援

3 危機管理体制

下記の規程、組織を整備し、全学的な危機管理体制を構築する。

(1) 危機管理規程

危機管理に関する施策の基本的な事項を定める。

(2) 危機管理マニュアル

想定される危機に対応するため、リスク別に具体的な対応方法を定める。

(3) 危機管理委員会

危機発生に対し迅速かつ適切に対応するため、常設の危機管理委員会を設置し、教職員の危機意識向上や危機管理一般についての訓練・研修・啓発等を実施する。

(4) 危機対策本部

重大な危機事象が発生した場合、また発生する恐れがあると判断した場合は、速やかに危機対策本部を設置し必要な措置を講ずる。理事長、副理事長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を代理しその職務を行う。

4 関係機関との連携と情報の管理

危機事象が発生又は発生することが予測される場合は、警察、消防署その他の関係機関と緊密に連携し協力を得て迅速かつ正確な情報の収集に努めるとともに、情報は一元的に管理する。

また、被害の拡大を阻止し混乱を回避するため、役員・教職員・学生等への迅速かつ的確な情報提供に努める。

5 点検・見直し・研修

社会状況の変化、危機管理に関する活動状況等を適宜点検し必要な見直しを行うとともに、教職員の危機意識の向上のための研修を実施する。